

松村通信第38号

2001年11月7日

松村勝弘

公開会社「東証」

昨11月6日、東京証券取引所へ学生たちと見学に行った。いわゆる東証アローズである。かつてのような場立ちの賑わいはなく、ただコンピュータがあるのみで、大型のチャッカーは回っていたが、かつてほどの面白みはない。当日は東証の株式会社化のための行事も行われていたようで、一つの入口は入れないようになっていて、もう一方の入口からしか入れなかった。東証の広報課の友人の話では、本質的なところはあまり変わらないだろうとのことだった。それでも、あのアローズの見学施設はコスト負担になっているとのこと。証券業界の厳しさもあって、東証も株式会社化とともに、何かをしなければならないという意識はあるようであった。

公開会社 ちょうど、『日本経済新聞』2001年11月4日号「News 反射鏡」という欄で末村篤編集委員が「株式会社東証の課題、取引所はだれのものか」という記事を書いていた。今般東証が会員組織から株式会社組織へと移行したことを受けての記事である。株式会社化の理由は「意思決定の迅速化とシステム投資などに必要な資金調達を容易にするため、会員制法人から株式会社への組織変更は世界の流れだ」というものであるという。株式会社化の目的には「行政と結託した会員証券会社による私物化をやめ、公共財としての取引所に脱皮すること」でもあったはずであるとする。ところが株式会社東証の所有者(株主)は100%、会員証券会社になった。これでは公共財どころか「会員の、会員による、会員のための取引所」でしかなくなる。これこそが東証の実態だったのだ、というわけである。ボード・メンバー、取締役会構成のいずれから見ても、その人選は偏っているといわざるをえないという。そしていう。

これまでの閉鎖的な会員制から「株式公開を経て公共機関(パブリックカンパニー)に転換するというパラドックス(逆説)により、資本市場改革の突破口になる」という。「株式会社は私益追求の道具というわい小化された定義に根拠はない。開かれた株式会社こそ社会の公器として公益を担うにふさわしいと

もいえる。東証の課題は株式会社の可能性を広げ、新しいモデルを提示することになる」と締めくくられている。

株式会社 株式会社が社会の公器として公益を担うにふさわしい、という理解は正しい。ただし、株式会社の可能性を広げ、新しいモデルを提示するのが東証の課題だという構えた言い方は、すでにして、東証にそれは無理だろうというニュアンスを感じさせる。実は、株式会社制度が今日のような形でみとめられるにいたる経緯の中に、すでに、その公共的性格が指摘されていたのである。それが、忘れられようとしているところに今日の問題があるというべきであろう。

わが国では、官民という区別があり、民間会社という言葉の内に、すでにして、それはきわめて私的な存在であるという意味が含まれているように思われる。公私の区別ではなく、官民の区別で物事を考えるわが国の考え方に問題がありそうである。官は君臨し、民はなりふり構わず何でもする、そういうイメージが定着してはいないか。民における「自己規律」が弱すぎる。他方で、厳しい官僚統制がある。民間団体、たとえば産業団体・業界団体も、官の代行機関という役割を担わされている。これは戦時統制機関以来そうである。産業団体・業界団体も官の天下り先となっていることが多い。かの東証もいつのまにか東証理事長は大蔵省の事務次官の天下り先になっている。大証の理事長にしても、官僚の天下りを迎えて喜んでいて。江戸時代の拝領妻を思い起こさせるものがある。これはかなり根深い。規制緩和、規制緩和と叫んでいてもあまりこの辺りが変わっていない。

パブリックカンパニー ここで、パブリックカンパニーの意味を考えておきたい。わが国ではこれを、「公開会社」とか「公募会社」と訳するのが普通である。それで間違いはないのだが、ただこれだけでは、パブリックという言葉のニュアンスが十分伝わらない。もう少し注釈を加えなければなるまい。パブリックには、だれにも開かれているという意味と一般的、社会的、市民的、全国的などという意味がある。しかしここには、官民という場合の官というニュアンスはない。ところがわが国ではパブリックは官と同義語として使

われる場合が多い。

民間企業であっても、パブリックの意識が必要なのである。近代の株式会社制度創設以来、株式会社は元来がパブリックな性格を持たされているのである。民間にパブリックな仕事をやらせるために、株式会社制度の利用を認める、というのが制度の元々の趣旨であった。それがますます大規模化してきて、クエザイ・パブリック・コーポレーション（準公共会社と訳されることが多い）になった、ともいわれている。ましてや、東証が提供する財、つまり株価という情報は、まさに公共財である。そうでなくても株式会社はパブリックな性格を持っているのに、東証はもっとパブリックな性格を持っているといわなければならぬ。

P F I 先だってある学生が P F I (private finance initiative, プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)を勉強したいという。これまで、公共事業を民活でやろうとしてきた。ところが国や地方公共団体が関わりすぎて、競争原理も働かず、お役所的でありすぎたという反省がある。そこで、財政逼迫もあって、イギリスで利用されるようになった P F I を活用しようというわけである。つまり公共事業を民間資本を活用して行おうというのである。P F I 方式は、民間事業者が施設の設計・建設のみならず、その維持運営までも担当する。だから、費用対効果を考え、採算性が重視されるだろうというのである（小沢道一「激動期の建設業」大成出版社、2001年参照）。

P F I や P F I 類似の事業が報告されているが、首を傾げたくなるようなものもある。神戸市の摩耶ロッジ整備等事業とか上越市の市民プラザ整備事業（大型ショッピングセンターのリニューアルなど）のように、なにも P F I でしなくても、民間の力でやるのが本筋のものがある。これなど、民間資本を利用して役人の天下り先を確保しようとしているように思われる。

ここらあたりに、わが国における官主導型の問題点をみてとれる。何でも官がやろうとする。民の仕事まで官がやって、その縄張を広げようとする。第三セクター方式だとか各種公益法人など、どれも官主導でムダばかり生み出している。

先ほどパブリックという話をした。民主導でもパブリックな仕事を行うことは可能なのである。官の補助を民がするというのではなく、民がはじめから官と関係なくパブリック

な仕事をする必要があるだろう。先にも述べたように、株式会社制度自体、その制度化の趣旨にパブリックな仕事をするのに適した方法として認められた経緯がある。

株式会社公器論 戦後初期の経営者には、そういったパブリックな精神を持っていた人がいた。株式会社公器論などという、わが国の論者の主張など、それを反映したものであろう。それがいつの間にやら消滅してしまっただかに見受けられる。最近の銀行経営者などに、公器を預かっているという意識はあるのだろうか。公的資金が導入された銀行など、公器以外の何者でもない。ところが、「たかり根性」丸出しで、「金融秩序維持」を口実にして、公的資金再投入をもくろむ向きもある。私は何も公的資本再投入に反対しているのではない。「公器」を預かっているという意識を銀行経営者に持って貰いたいだけだ。

公的資金を受け入れた銀行に対して、相談役をおいておくことは好ましくない、と金融庁からいわれてはじめて、相談役制度を廃止した銀行があった。某銀行では、相談役ではないけれども、元頭取が「名誉顧問」という肩書で、本店の現頭取と同じフロアにオフィスを持っている例がある。これなど報道もされない。だが、この「名誉顧問」氏には、秘書と自動車がついていると考えるべきである。公的資金を受けて入れておきながら、こんな冗費を使っている。一体ここの経営者に「公器」意識はあるのだろうか。

パブル以後、かなりの日本企業において、とりわけ規制産業において、モラルが著しく低下したといわざるをえない。こんなときに、民活だ、規制緩和だ、官より民の方がよいなどと囃し立てるのはいかなるものだろう。官か民かではない。パブリックこそが意識されなければならない。いまどき、株式会社公器論などといえ、時代遅れも甚だしいといわれそう。そうではなからう。上で述べたように、経営者におけるパブリックという意識の大切さを、いまこそ認識すべきなのである。

メールを見て下さい。又何でも意見を。

皆さんの意見を歓迎します。また、メールで意見交換しましょう（matumura@ba.ritsumi.ac.jp）。メールをよこして下さい。個研 Tel(077) 561-4645 FAX 兼用